

# 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける博士の学位に関する取扱細則

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コース（以下「専攻等」という。）における博士の学位に関する取扱いについては、信州大学大学院学則（平成16年信州大学学則第2号）、信州大学学位規程（平成16年信州大学規程第19号）（以下「学位規程」という。）及び信州大学大学院総合医理工学研究科規程（平成30年信州大学規程第289号）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この細則において「課程申請者」とは、学位規程第5条第1項の規定により博士の学位論文の審査を申請する者をいう。

- 2 この細則において「論文申請者」とは、学位規程第5条第2項の規定により博士の学位を申請する者をいう。
- 3 この細則において、「研究指導教員」とは、信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける担当教員選考細則（以下「選考細則」という。）第4条第3項第1号に定める研究指導教員をいう。
- 4 この細則において、「研究指導補助教員」とは、選考細則第4条第3項第2号に定める研究指導補助教員をいう。
- 5 この細則において、「主指導教員」とは、研究指導教員のうち課程申請者を主として担当している指導責任者をいう。
- 6 この細則において、「副指導教員」とは、研究指導教員のうち課程申請者を副として担当している指導者をいう。

## 第2章 課程修了による学位授与

### (学位論文の提出資格)

第3条 専攻等に在学する者で学位論文の審査を受けることができる者は、専攻等に2年以上在学し、修了に必要な単位数以上を修得し、かつ専攻内予備審査による学位論文の申請資格の認定を受けたものとする。ただし、在学期間に関しては、「優れた研究業績」を上げた者については、博士課程に少なくとも1年は在学又は在学見込みであること（修士課程（他大学院も含む）を修了した者にあっては、修士課程の在学期間（上限2年）を含めて3年以上在学又は在学見込みであること）。

### (論文受理の専攻内予備審査)

第4条 専攻等に在学する者で、学位論文の審査を希望するものは、その申請に先立ち、専攻内予備審査（以下「予備審査」という。）を受けなければならない。

### (予備審査の申請)

第5条 予備審査を申請する者（以下「予備審査申請者」という。）は、次の書類の提出により、主指導教員を経て所属する分野の分野長（以下「分野長」という。）に申請しなければならない。

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| 一 博士学位論文予備審査願（別紙様式第1号）   | 1部    |
| 二 博士学位論文の草稿              | 所定の部数 |
| 三 博士学位論文要旨の草稿（別紙様式第2号の1） | 所定の部数 |
| 四 発表論文目録（別紙様式第3号）及び別刷    | 所定の部数 |
| 五 その他参考論文等               | 所定の部数 |
- （予備審査の付託）

第6条 分野長は、予備審査の申請があった論文について、ユニット長又は3年制コース長（以下「ユニット長等」という。）に論文の予備審査を付託する。ユニット長等は、予備審査委員会を設定し、予備審査委員会は、当該論文が学位授与の審査に値するか否かを審査し、論文受理の可否及び博士の学位に付記する専攻分野の名称について検討及び指導するものとする。

（予備審査の申請時期）

第7条 予備審査申請者が、第5条による申請時期は、原則として学位授与申請時期の2か月前とし、各専攻長が決める。

（予備審査委員会）

第8条 予備審査委員会は、主指導教員及び主指導教員が選定する本研究科の研究指導教員2名以上をもって組織する。

- 2 予備審査委員として必要があるときは、前項に本研究科の研究指導補助教員並びに他の大学院又は研究機関等の教員等を加えることができる。
- 3 予備審査委員会に委員長を置き、委員の中から選出する。このとき、主指導教員を審査委員長にすることができるものとする。

（予備審査結果の報告）

第9条 予備審査委員会は、予備審査終了後、予備審査結果報告書（別紙様式第4号）及び予備審査委員全員の予備審査結果審査委員報告書（別紙様式第5号）（以下、「予備審査結果報告書等」という。）をユニット長等に提出する。

- 2 ユニット長等は、予備審査の結果について、総合理工学専攻はユニット会議を、生命医工学専攻3年制コースは分野3年制コース会議（以下「ユニット会議等」という。）において審議する。

（キャンパス博士課程教員会議での審議）

第10条 ユニット長等は、前条第2項において承認後、予備審査結果報告書等を、信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻の委員会等の組織及び運営に関する内規第18条及び信州大学大学院総合医理工学研究科生命医工学専攻の委員会等の組織及び運営に関する内規第12条に定めるキャンパス博士課程教員会議（以下「博士課程教員会議」という。）に提出するものとする。

- 2 前項により予備審査報告書等の提出を受けた博士課程教員会議は、当該キャンパ

スにおける予備審査について、適正に行われたか否かについて審議する。

- 3 前項の審議の結果、適正に行われているものと判断した場合は、当該キャンパスの博士課程教員会議議長（以下「議長」という。）は、分野長にその旨を報告するものとする。
- 4 第2項の審議の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該ユニット長等に報告する。
- 5 前項の報告を受けたユニット長等は、当該予備審査委員会に再審査の実施を通告する。

（予備審査結果の通知）

第11条 分野長は、主指導教員を通じて、予備審査の結果を、予備審査申請者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第12条 予備審査委員長は、予備審査合格者に対し、学位論文審査委員候補者として3名以上の本研究科の研究指導教員及び1名以上の他の大学院又は研究機関等の教員等（以下「他大学院教員等」という。）を選出し、「博士学位論文（甲）審査委員候補者名簿」（別紙様式第6号の1）を作成すると共に、分野長を経て当該キャンパスの博士課程教員会議に提出するものとする。ただし、学位論文審査委員候補者には上記以外に本研究科の研究指導補助教員を加えることができる。

- 2 前項における他大学院教員等の選出にあたっては、当該候補者の研究歴を含む博士学位論文審査委員候補者履歴書（別紙様式第7号）も併せて提出する。
- 3 博士課程教員会議は、学位論文審査委員候補者について審議し、疑義等が生じた場合は、予備審査委員長に説明を求めるものとする。
- 4 分野長は、前項による審議の結果、学位論文審査委員候補者が認められた場合は、博士学位論文（甲）審査委員候補者名簿（別紙様式第6号の1）を専攻長に提出するものとする。

（学位論文等の提出）

第13条 第6条の規定による予備審査の結果及び第10条第2項による審議の結果、論文受理が可能となった場合、課程申請者は次に掲げる書類（以下「学位申請書類等」という。）を主指導教員の確認の後、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| 一 博士学位論文審査申請書（別紙様式第8号の1） | 1部    |
| 二 博士学位論文 1編              | 所定の部数 |
| 三 博士学位論文要旨（別紙様式第9号）      | 所定の部数 |
| 四 発表論文目録（別紙様式第3号）        | 所定の部数 |
| 五 履歴書（別紙様式第10号の1）        | 所定の部数 |
| 六 その他参考論文等               | 所定の部数 |
| 七 誓約書（別紙様式第11号）          | 1部    |
| 八 承諾書（別紙様式第12号）※該当者のみ    | 1部    |

(学位授与の申請時期)

第14条 学位授与の申請は、在学中に行うものとし、学位申請書等を提出する時期は、  
1月及び7月の所定の期間とする。

(審査委員会)

第15条 研究科長は、学位授与の申請のあった論文について審査するため、専攻長による審査委員候補者の推薦に基づき、審査委員を決定する。

- 2 前項において、専攻長は課程申請者、論文題目、主指導教員、副指導教員及び審査委員候補者の一覧を資料として提出するものとする。
- 3 審査委員会に、審査委員長を置き、論文及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査等の総括を行うものとする。この場合、主指導教員を審査委員長にすることができる。

(公聴会)

第16条 学位論文の審査の一環として、公聴会を公開で開催するものとし、審査委員長はその司会者となる。

- 2 課程申請者は、公聴会で、論文の発表を行うものとする。
- 3 審査委員会は、公聴会の日程等を定め、課程申請者に通知するとともに、これを開催日の1週間前までに公示するものとする。

(学位論文の審査等)

第17条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査（以下、「学位論文の審査等」という。）を実施する。

- 2 審査委員長は、最終試験の実施に関し、必要な事項を課程申請者に通知するものとする。
- 3 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連ある科目について口頭試問により行う。
- 4 学位論文の審査及び最終試験の成績は、論文審査と最終試験を別に判定し、評価は合否で表す。
- 5 審査委員会は学位授与の可否に関する意見をまとめ、学位論文の審査等を終了するものとする。

(学位論文の審査等の結果の報告)

第18条 審査委員長は、学位論文の審査等が終了したときは、博士学位論文審査及び最終試験結果報告書（別紙様式第13号の1）及び審査委員全員の学位論文審査結果審査委員報告書（別紙様式第14号）（以下「学位論文審査報告書等」という。）を博士課程教員会議に提出するものとする。

- 2 博士課程教員会議は、当該キャンパスにおける博士学位論文審査について、適正に行われたか否かについて審議すると共に、学位論文審査報告書等の記載内容の確認を行うものとする。
- 3 前項の審議及び確認の結果、適正に行われているものと判断した場合は、当該キャンパスの議長は、審査委員長にその旨を報告するものとする。

- 4 審査委員長は、前項による報告を受けた場合は、学位論文審査報告書等を専攻長に提出する。
- 5 第2項の審議及び確認の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該委員長に説明を求めると共に、別刷等資料の提出及び記載内容の変更を求めることができる。
- 6 審議の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該審査委員会に再審査の実施を通告する。

(学位論文の審査等の審議、議決)

第19条 専攻長は、前条第4項により学位論文審査報告書等の提出を受けた場合、総合理工学委員会又は生命医工学委員会を開催し、課程申請者の学位論文の審査等の合格又は不合格について審議し、議決する。

- 2 専攻長は、前項の委員会に課程申請者、論文題目、主指導教員及び副指導教員、審査委員、論文審査の結果、最終試験の結果、博士の学位に付記する専攻分野の名称、学位論文の審査等の合格又は不合格に関する意見の一覧を審査資料として提出するものとする。
- 3 専攻長は、第1項により議決した場合は、研究科長に報告する。
- 4 研究科長は、前項の報告を受けた場合は、学位論文の審査等の審議の結果を学長に報告するものとする。

(学位授与等)

第20条 学長は、前条第4項の報告を受け、学位を授与すべき者には、総合理工学専攻の課程申請者には博士（学術）、博士（理学）、博士（工学）又は博士（農学）の学位記を、生命医工学専攻3年制コースの課程申請者には博士（医工学）の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

- 2 前項の学位記の授与は、3月、9月に行うものとする。

### 第3章 論文提出による学位授与

(学位論文の提出資格)

第21条 学位規程第5条第2項の規定により、博士課程を経ない者で、論文を提出し、博士（学術）、博士（理学）、博士（工学）、博士（農学）又は博士（医工学）の学位を申請することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者。
  - 二 修士の学位を授与された後、4年以上の研究歴を有する者。
  - 三 学士の学位を授与された後、7年以上の研究歴を有する者。
  - 四 その他専攻等が認めた者。
- 2 前項第2号及び第3号の研究歴とは次の各号に掲げるものをいう。
    - 一 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間
    - 二 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間

三 大学院の学生として在学した期間

四 各種の研究機関、団体、企業等において、研究者（専任）として研究に従事した期間

五 その他専攻等が認めた期間

（論文受理の専攻内下見審査）

第22条 論文申請者は、その申請に先立ち、学位論文の草稿の下見審査（以下「下見」という。）を受けなければならない。

2 論文申請者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学問領域をもつ専攻等の研究指導教員（以下「世話教員」という。）に、下見を申し出るものとする。  
（下見願等の提出）

第23条 前条の世話教員は、学位論文の草稿の学問領域との関連性等を確認した上、学位授与の申請に先立ち、論文申請者に次の書類を提出させるものとする。

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| 一 博士学位論文草稿下見願（別紙様式第15号）  | 1部    |
| 二 博士学位論文の草稿              | 所定の部数 |
| 三 博士学位論文要旨の草稿（別紙様式第2号の2） | 所定の部数 |
| 四 発表論文目録（別紙様式第3号）及び別刷    | 所定の部数 |
| 五 履歴書（別紙様式第10号の2）        | 所定の部数 |
| 六 その他参考論文等               | 所定の部数 |

2 世話教員は、前項の書類を世話教員の所属する分野長に提出するものとする。  
（下見の申請時期）

第24条 論文申請者が、前条の書類を提出する時期は隨時とする。

（下見の付託）

第25条 分野長は、学位論文草稿の下見の申請があった場合、下見委員会に下見を付託する。

（下見委員会）

第26条 下見委員会は、第8条の規定を準用し、「主指導教員」は「世話教員」に読み替える。

2 下見審査は、第6条及び第8条の規定を準用して世話教員の属する分野内（以下「世話分野」という。）で行うものとする。なお、生命医工学専攻の場合は、当該分野の3年制コースで行うものとする。

（学位論文の提出資格の認定）

第27条 下見委員会は、論文申請者の学位論文提出資格の有無の審査の必要があると認めたときは、論文申請者に次の書類を提出させ、分野会議の議を経て、当該専攻長に学位論文提出資格審査委員会の開催を求めることができる。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 一 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1部 |
| 二 研究従事内容証明書（別紙様式第16号） | 1部 |
| 三 その他必要と認められた書類       | 1部 |

（学位論文提出資格審査委員会）

第28条 前条に規定する学位論文の提出資格の有無を審議するため、専攻等に学位論文提出資格審査委員会を置く。

- 2 学位論文提出資格審査委員会は、総合理工学専攻は専攻長及び各分野長を、生命医工学専攻3年制コースは生命工学分野及び生体医工学分野の3年制コース長及び各分野から研究指導教授各1名をもって組織する。
- 3 学位論文提出資格審査委員会は、下見委員長より申し出のあった学位申請希望者の学位論文提出資格の有無を判定し、その結果について専攻長を経て、下見委員会の委員長に通知するものとする。

（下見結果の報告）

第29条 下見委員会の委員長は、下見終了後、博士学位論文草稿下見結果報告書（別紙様式第17号）及び下見審査委員全員の下見審査結果審査委員報告書（別紙様式第18号）（以下「下見結果報告書等」という。）をユニット長等に提出する。

- 2 ユニット長等は、下見の結果についてユニット会議等において審議する。

（キャンパス博士課程教員会議での審議）

第30条 ユニット長等は、前条第2項において承認後、下見結果報告書等を、博士課程教員会議に提出するものとする。

- 2 前項により下見結果報告書等の提出を受けた博士課程教員会議は、当該キャンパスにおける下見審査について、適正に行われたか否かについて審議する。
- 3 前項の審議の結果、適正に行われているものと判断した場合は、当該キャンパスの議長は、分野長にその旨を報告するものとする。
- 4 第2項の審議の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該ユニット長等に報告する。
- 5 前項の報告を受けたユニット長等は、当該下見審査委員会に再審査の実施を通告する。

（下見結果の通知）

第31条 分野長等は、世話教員を通じて下見の結果を論文申請者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第32条 第12条第1項～第4項に準ずるものとする。この場合において、第12条第1項及び第3項中「予備審査」とあるのは「下見審査」と、第12条第1項及び第4項中「別紙様式第6号の1」とあるのは「別紙様式第6号の2」と読み替えるものとする。

（学位論文等の提出）

第33条 第22条の規定により下見審査の結果、論文受理が可能となった場合、次に掲げる書類等を世話教員の確認の後、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 博士学位論文審査申請書（別紙様式第8号の2） 1部  
（単位修得退学後1年以内に申請する場合は別紙様式第8号の3）
- 二 博士学位論文 1編 所定の部数

三 博士学位論文要旨（別紙様式第9号）	所定の部数
四 発表論文目録（別紙様式第3号）	所定の部数
五 履歴書（別紙様式第10号の2）	所定の部数
六 その他参考論文等	所定の部数
七 誓約書（別紙様式第11号）	1部
八 承諾書（別紙様式第12号）※該当者のみ	1部
九 学位論文審査手数料 (学位授与の申請時期)	

第34条 論文申請者が、学位授与申請書等を提出する時期は、1月、7月の所定の期間とする。

(審査委員会)

第35条 第15条第1項～第3項に準ずるものとする。

(公聴会)

第36条 第16条第1項～第3項に準ずるものとする。

(学位論文の審査等)

第37条 審査委員会は、学位論文の審査、学力の確認及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査（以下、「論文申請者の学位論文の審査等」という。）を実施する。

2 審査委員長は、学力の確認の実施に関し必要な事項を、論文申請者に通知するものとする。

3 学力の確認は、論文申請者が博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するかについて、次により確認するものとする。

一 論文の内容に関連ある世話分野の主要科目について、研究能力の有無を判定するため、口頭試問又は筆記試験を行う。

二 1種類の外国語について、専門の学術研究を行うに十分な外国語の素養があるかどうかを判定するため、口頭試問又は筆記試験を行う。

4 学位論文の審査及び学力の確認の成績は、論文審査と学力の確認を別に判定し、評価は合否で表す。

5 学力の確認の評価は、本条第3項第1号及び第2号を総合判定するものとする。

6 審査委員会は、学位論文の審査及び学力試問の合否に関する意見をまとめ、論文申請者の学位論文の審査等を終了するものとする。

(学力の確認の免除)

第38条 専攻等において、所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、退学後3年以内に学位を申請するときは、前条の規定にかかわらず、学位規程第14条第2項の試問を免除する。

(課程修了による学位授与の規定の準用)

第39条 学位論文の審査等の結果の報告、審議、議決及び学位授与等については、第18条から第20条での規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「別紙

様式第13号の1」とあるのは「別紙様式第13号の2」と読み替えるものとし、第19条第2項に規定する審査資料は、論文申請者、論文題目、最終学歴及び現職、世話分野及び世話教員、審査委員、論文審査の結果並びに学力の確認の結果に関する意見の一覧を資料とする。

#### 第4章 雜 則 (学位論文等の公表)

第40条 博士の学位を授与した学位論文、博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨は、学位規程第18条並びに第19条に基づき、信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

#### 附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 総合工学系研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得後退学した者が、退学後3年以内に専攻等に学位を申請する場合は、第38条の規定を準用する。

#### 附 則

この細則は、令和元年7月11日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和3年8月5日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和3年10月20日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。